

お年玉付年賀葉書等に関する法律施行令等の一部改正について

制度の概要

- 日本郵便は寄附金付きの郵便葉書又は郵便切手を発行することができることとされており、その寄附金は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）に定める10の事業を行う団体に配分することとされている。
- 日本郵便は、寄附金の配分を受けようとする団体を公募し、その申請について審査を行うとともに、配分団体等を決定するに当たっては、総務大臣の認可を受けなければならない。

法律で定める10の事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項）

- | | |
|--|---|
| ① 社会福祉の増進を目的とする事業 | ⑥ 文化財の保護を行う事業 |
| ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 | ⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 |
| ③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 | ⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 |
| ④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 | ⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 |
| ⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 | ⑩ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 |

改正の背景・概要

- 現行のお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）では、寄附金の配分を受けようとする団体は、申請書に所管大臣又は都道府県知事の意見書を添付して、日本郵便に提出しなければならないこととされているところ、令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県から意見書作成のための調整が負担である等の理由により、意見書の提出を不要とすべきとの提案がされた。
- 当該提案等を踏まえ、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第7号）の一部を改正し、**意見書の添付を任意とする**。